

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月10日から同年11月30日まで
② 昭和21年12月20日から24年10月30日まで

申立期間①及び②については、それぞれA社所有のB船舶、C社所有のD船舶に乗船し勤務していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

しかし、いずれの申立期間についても、私が各社から雇用されていたことは間違いないので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録、及び申立ての都道府県を管轄する年金事務所が保管している船舶所有者記号払出簿では、A社という名称の事業所は船員保険の適用事業所として確認できない上、B船舶の船舶所有者を確認できない。

また、前述の船舶所有者記号払出簿において、当該事業所と名称が類似するE社（現在は、F社）が確認できるものの、同事業所が申立期間当時に所有していた船舶の中に「B船舶」という名称の船舶は確認できなかった。

さらに、オンライン記録では、申立人が申立期間①当時、申立船舶と一緒に乗船していたとして挙げた元同僚二人の氏名が確認できないことから連絡先が不明であり、申立期間当時の状況について供述を得ることができなかった。

加えて、A社を承継するF社では、申立期間①当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

申立期間②については、C社を引き継ぐG社では、申立期間②当時の関係資

料を保管していないことなどから、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、C社のD船舶については、その船員保険被保険者名簿により、申立期間②の34か月間の一部となる、昭和24年3月10日から同年10月15日までの7か月間、被保険者資格を有している者が確認できるのみである。

さらに、当該名簿では、申立期間②及びその前後に、申立人に加え、申立人が当該期間当時、申立船舶と一緒に乗船していたとして挙げた元同僚二人の氏名も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 7 日から 31 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 4 月から 35 年 5 月までの間、A 社及び名称変更後の B 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間当時、申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社(昭和 34 年 12 月 1 日、B 社へ名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険の適用に関する資料では、A 社は、昭和 29 年 5 月 7 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、申立期間直後となる 31 年 8 月 1 日付けで再び別の事業所記号で適用事業所となることが確認できるのみである。一方、当該名簿では、申立人の両事業所における加入記録は、オンライン記録どおり、それぞれ 26 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 7 日までの期間、31 年 8 月 1 日から 35 年 6 月 1 日までの期間、確認できるのみであり、申立期間は、両事業所が適用事業所となっていない期間と一致する。

また、A 社及び B 社は、それぞれ昭和 29 年 5 月 7 日付け、46 年 1 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除

状況等が不明である。

さらに、前述の申立人が挙げた元同僚は、「私は昭和 28 年ごろから 34 年ごろまで申立事業所で勤務していた。」と供述しているものの、オンライン記録等では、申立期間当時には、この元同僚の厚生年金保険の加入記録が確認できない上、前述の両事業所に係る被保険者名簿では、申立期間当時の元事業主及び元会計事務担当者も、申立人と同様に、昭和 29 年 5 月 7 日に資格喪失した後、再び 31 年 8 月 1 日に資格取得していることが確認できるのみである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。